

## ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ（第6回）

1 日時 令和元年12月25日（水） 10:00～12:00

2 場所 総務省第一会議室（10階）

3 出席者

○構成員

大橋主査、柿沼構成員、実積構成員、中尾構成員、林構成員、森構成員

○総務省

竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、福島データ通信課企画官、蒲生電気通信紛争処理委員会調査官、細野データ通信課課長補佐、大江データ通信課課長補佐

4 議事

- (1) 事務局からの説明
- (2) 意見交換
- (3) その他

**【大橋主査】** 本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻ですので、ただいまよりゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループの第6回を開催させていただきたいと思います。

冒頭、カメラがないようでしたら先へ進めたいと思います。

**【細野データ通信課課長補佐】** カメラ撮りの方いらっしゃいますでしょうか。御希望を伺っておりましたが。特段ないようですので、以上でお進めいただければと思います。失礼いたしました。

**【大橋主査】** それでは、議事に入りますが、その前に事務局から資料についての御確認をさせていただきたいと思います。

**【細野データ通信課課長補佐】** 事務局でございます。まずは、配付資料について確認

をさせていただきます。皆様のお手元には、座席表、議事次第、資料6-1を配付いたしております。御確認いただきまして、不足などございましたら、事務局のほうまでお伝えいただけますでしょうか。

【大橋主査】 よろしいですか。

【細野データ通信課課長補佐】 よろしいでしょうか。

以上でございます。

【大橋主査】 それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は、ワーキンググループの構成員6名全員の御出席となります。お忙しいところ、ありがとうございます。

本日は、前回と同様にガイドライン（案）の策定に向けた議論を行いたいと思います。前回ワーキンググループにおける議論を踏まえまして、事務局よりガイドライン（案）の修正を行っていただきました。

まず、事務局にガイドライン（案）の御説明をいただいた後に意見交換をさせていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料6-1を御覧ください。こちらのほう、前回のガイドライン（案）から変更した部分を全て見え消しにした状態、エディトリアルな修正も全て見え消しにした状態で用意をさせていただいたものでございます。これに基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、表紙でございます。「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法等の適用に関するガイドライン（案）」として、前回から少し構成を変更しておりますので、それに合わせましてタイトルを若干変更したものでございます。

2ページおめくりください。「本指針の目的等」の部分でございますが、変更箇所、特に一番下の注記の部分でございます。前回のワーキンググループで御指摘いただきました「消費者」や「利用者」、こういったような言葉の使い分けについて分かりにくいという御指摘だったと思いますが、この点について、「消費者」、「利用者」、そして「一般消費者」というものの定義、内容についてここで御説明をさせていただいたものでございます。

2ページおめくりください。4ページ目でございます。このページに関しましては、基本的に編集上の修正を行ったものでございます。例えば、省略形などをなくしたりとか、「等」という文字を消したりとか、そういったような修正をしたものでございます。

一番下の段落でございます。「今後、総務省においては、」という段落でございますが、

これ、次のページに連なっておりまして、追加の文言を加えております。こちらのほう、前回ワーキンググループの御指摘を踏まえまして、電気通信市場やコンテンツ・プラットフォーム市場、こういった市場に与える影響についても考慮していくという旨、記載をしたものでございます。

続いて5ページのほうですが、こちらのほうも基本的には編集上の修正を行っているものでございます。

1ページおめくりください。(2)の段落でございます。前回の御意見を踏まえまして、先ほど述べさせていただいた各市場の状況をより踏まえてということでございますので、真ん中のほうに「したがって、電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争を確保する観点から注視が必要」等の文言を加えさせていただきました。

1ページおめくりください。7ページ目でございます。こちらのほうも編集上の修正を行っているものでございます。

1ページおめくりください。8ページ目でございます。基本的にこちらにも編集上の修正を行っているものでございます。

1ページおめくりください。9ページ目、真ん中のところでございます。前回ワーキンググループで御指摘いただいた、「例えば、」から始まる段落につきまして、より具体的な例示を示してほしいという御指摘だったと考えておりまして、より分かりやすく示させていただいたものでございます。「例えば、」から始まりまして「一定規模以上の利用者を有する電気通信事業者が、コンテンツ市場において多くの利用者を抱える特定のコンテンツ等のみをゼロレーティングサービスの対象とし、他のコンテンツを合理的な理由無く排除するなどした場合には」という具体例を示すものでございます。

1ページおめくりください。10ページ目でございますが、こちらのほうは編集上の修正でございます。

1ページおめくりください。こちらのほうのページ、大きく変更しておりますところは、下の注記5の部分でございます。前回のワーキンググループで先生方に議論いただいた点ではございます。この点、我々のほうで御意見を踏まえて修正をいたしました。まずは、各消費者による選択に過度な影響を与えるということを避けるとともに、コンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争を阻害しないためにも、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する事業者に対して同様の機会を提供することが求められるという、基本的な考え方を示した上で、さらに特に、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供

するような中小規模の事業者等を実質的に排除しているような場合には、「合理的な理由」と認められないと考えられるといった点を加えさせていただきました。こちらのほう、11ページ、12ページ、そのほかの部分、編集上の修正も行っております。

13ページ、次のページにお入りください。こちら編集上の都合でございまして、少し修正を図っております。

次のページの14ページも編集上の修正を行っているものでございますので、めくっていただいて15ページにお進みください。下の部分、「ゼロレーティングサービス利用者」ということで15ページ修正しておりますが、こちらは、当初の2ページ目に書かせていただいた定義と混乱しないようにちょっと付け加えさせていただいたものでございます。内容に変更があるものではございません。

1ページおめくりください。「通信の秘密との関係において問題となり得る行為」の部分でございます。この点は、前回のワーキンググループで御意見をいただいたことを踏まえて整理をし直しております。

まず、3ポツ目のほうが、ゼロレーティングサービスの利用者と非利用者を区別するに当たって、正当業務行為として認められる必要最小限度の範囲を超えて通秘に当たる情報を利用する場合や、その通信の秘密に当たる情報をその目的以外に利用する場合というのを問題となり得ると書かせていただいております。

4ポツ目におきましては、次の段階、ゼロレーティングサービスの利用者が利用するコンテンツ等を識別するために、利用する通秘の情報を利用者から同意を得た範囲や目的を超えて利用する場合を問題となり得る行為として記載をするという形に整理をし直したものでございます。

また、注記の11の部分、一番下に入っておりますが、このような同意を得た場合であっても、通信の秘密が基本的人権の一つとして憲法に保障された趣旨や重要性を鑑みると、利用する通信の秘密に当たる情報は、サービスを提供するために必要な最小限度の範囲に限定すべきという点を記載させていただきました。

1ページおめくりください。17ページでございます。基本的には編集上の調整でございますが、一番下の部分、こちら前回のワーキンググループで御指摘いただきましたとおり、誤解のある表現につき、括弧内を削除したものでございます。

1ページおめくりください。こちらのほう、まず、②の「通信料金」のところ新たに注記13を付けております。こちらは、前回、「望ましい行為」のところ御指摘いただき

ましたが、そこで記載しているものに関しましてちょっと文言等整理をいたしまして、こちらに導入したものでございます。具体的に書かせていただいたものは注記13のとおりなんですけれども、まず、ゼロレーティングサービスにつきましては使用データ通信量を正確にカウントする必要がある、これは常識的なところかと思いますが、そのためにさまざまな適切な措置を講ずることが望ましいという形で書かせていただいております。

そのほか、注記14でございます。下の段落、「電気通信事業者側からの」という段落から始まる部分でございますが、契約内容の変更に関する注記でございますが、この点、対象コンテンツ等が削除される場合において、コンテンツ事業者のサービスの停止によりコンテンツ等の提供自体が終了するなど、やむを得ない事情によって対象となるコンテンツのごく一部が削除される場合は、必ずしも不利な変更には該当するとは言えないと。その場合であっても、消費者保護の観点から利用者に対して適切に周知すべきである旨、記載をしたものでございます。

1ページおめくりください。注記15の点も前回のワーキンググループで御指摘いただきましたもので、整理しております。こちらのほう、一番下の注記のところ、修正を図っております。

1ページおめくりください。20ページ目でございます。こちらのほうは、先ほど1ページ目で御説明をさせていただきましたが、ちょっと構成等を変更させていただいております。内容自体は、御覧いただければほとんど変わっているものではないと御理解いただけるかと思うのですが、今回、このガイドライン自体、総務省のガイドラインとして発表することを踏まえまして、消費者庁が所管する景品表示法関係の構成の部分の少し変えさせていただいたというものでございまして、ここ、参考という形で載せさせていただいております。

1ページおめくりください。この参考の部分とそれ以下の部分、いずれも消費者庁と調整をしているもので、内容について変更があったものではございません。

また、2-3-2の「問題となり得る行為」も、前回のワーキンググループで御指摘いただきましたとおり、景表法の関係についても記載をさせていただいております。

注記16におきまして、こうしたケースの一部については、広告の方法等により景品表示法違反ともなり得るとした上で、その部分についての説明も書いているものでございます。

それ以外につきましては、2-3-2の前半部分については編集上の修正を行ったもの

でございます。

1 ページおめくりください。2 2 ページの下のほう、最後、1 段落付け加えております。前回ワーキンググループで、計算上の、料金などを計算するためのトラフィック量と実トラフィックが大幅に乖離しているようなケース、こういったものについて多々コメントをいただきました。さすがにこのような状況が続いて不適切な事業運営であるとなれば、総務省としても、その事業者に対して調査を行ったり、業務改善命令等の措置を講じたりする可能性があるとして、改めてこちらのほうを記載させていただいたものでございます。

1 ページおめくりください。3 番、2 3 ページの「電気通信事業者が採ることが望ましい行為」の部分でございます。前回のワーキンググループでこの部分のコンセプトを事務局から御説明させていただきましたが、その内容に関して具体的に記載をさせていただきました。採ることが望ましい行為としては、実施しなくても直ちに事業法上問題となり得るとは判断されないものの、公正な競争の促進や利用者利益の保護等の事業法の目的に鑑みて、採ることが推奨される行為として書かせていただいたものでございます。

それに伴って、若干、その1 ポツ目等は修正をしております。

また、4 ポツ目に関しましては、ガイドラインの前半部分、移動しております。

また、5 ポツ目、電気通信事業者が青少年にサービスを提供する場合の部分につきましては、事例を挙げた上で、そのうちフィルタリングにつきましてはもう既に義務づけがされておりますので、その旨、注記1 7のほうで書かせていただきました。

2 4 ページのほうは、編集上の修正ですので省略させていただきます。

2 5 ページも同様に、「講じる」という部分、編集上、修正をさせていただきました。

最後の2 6 ページにお入りください。前回御指摘をいただきましたとおり、特に消費者に対する取組等につきまして、各省庁と協力をしていくようにという御指摘をいただきましたので、こちらのほうも、総務省としまして消費者庁等関係省庁と情報共有を行うなど、適宜必要な連携をとるということを改めて記載させていただきました。

以上が前回のガイドラインからの主な変更点となります。

以上でございます。

**【大橋主査】** ありがとうございます。

前回、時間を大幅に超過して、皆さんに非常に有用な多くの意見いただいたものを、事務局のほうでほかの府省との調整も踏まえてまとめていただいたというのが今回の内容であります。御自由にこれに基づいて意見交換ができればというのが本日の議題であります

ので、是非どなた様からでも御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、森先生。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。前回申し上げたところ、申し上げたといいますが、議論になったところをかなり酌んでいただきましてありがとうございました。さらにいろいろ言って申しわけないんですけども、6ページ目なのですが、1-4「検討上の留意点」の(2)ですね、「コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者と電気通信事業者との関係」というところで、今、この修正のあるところの直上の文章を読みますと、「このため、既にゼロレーティングの対象となっているプラットフォームがある場合には当該プラットフォームの利用を希望するコンテンツ事業者の増加が予想され、それにより多くの魅力的なコンテンツを抱えるプラットフォーム事業者の電気通信事業者に対する交渉力が高まることも考えられる」と。それに加えてといいますが、その後、「したがって、電気通信市場及びコンテンツ・プラットフォーム市場における健全な競争を確保する観点から注視が必要である」とありますと、何となく、プラットフォーム事業者の電気通信事業者に対する交渉力が高まるということに尽きているようにも思われるんですけども、プラットフォーム事業者の交渉力も強くなるのは心配なんですけど、同様に、コンテンツ事業者の交渉力が高まるということも懸念される場所だと思うんですけど、プラットフォームじゃない場合、自前のコンテンツで来る場合の交渉力が高まることも懸念される場所ではあるかと思うんですけど、これはそういう趣旨を含んでいるという理解でよろしいのでしょうか。それとも、あくまでもプラットフォームに限られているということなのでしょう。

【山路データ通信課長】 済みません、事務局でございます。基本的にはコンテンツを持つプラットフォーム事業者も含めてプラットフォーム事業者ということで想定をしております。先生の御質問に対しては、そこは含んだつもりで書いております。

【森構成員】 はい、分かりました。ありがとうございました。

【大橋主査】 よろしいですか。ありがとうございます。

じゃ、実積さん。

【実積構成員】 中央大学、実積です。詳細な御説明ありがとうございます。前回のいただいた案から比べてかなり意見を酌んでいただいたというふうに、非常にクリスマスプレゼントをもらった気持ちとなっているんですけど、2点ほど少し質問させていただきたいんですけど、1つは、前回に引き続きに近いんですけど、「一定の規模」とか「一定規模以

上」という書き方が、本文、多分3箇所ぐらい出てきていると思うんですけど、例えば1つ目は、9ページの真ん中の修正がかかっている「例えば、」のところ、それから、11ページの本文中の①のところの「特に、一定規模以上の」というところ、それから、脚注5ですね、「特に、一定規模以上の」云々というところ、3箇所ぐらい出てきているんです。これは全部同じかどうかという、おそらくケース・バイ・ケースとすべきだと思っているんですけども、この同じ言葉遣いがされているというのは、そこは意識して同じことをされているのかというのが1つ目。

それから、11ページの脚注4のところ、一定規模というか、調査の対象となる事業者ですね、情報収集の調査の対象となる事業者に関しては、競争に与える影響を勘案して、調査を実際検討するというふうに書かれていて、その後に例えばで0.7%って書かれているわけなんですけど、0.7%というのは、例としてというのはよく分かるんですけども、どういう例として持ってこられているのかという意味ですね。0.7%というのは下限なのか、上限なのかって、そのあたりはどういうふうに、0.7%を持ってきた趣旨というのを少しお伺いしたいなというのが2つ目になります。

これが「一定の規模」に関するところの質問です。

もう1点が、パブコメがこの後、手続として出てきて、ガイドラインというのが案が取れてということになると思うんですけども、このガイドラインがいつごろからマーケットに実際適用されるのかという質問です。読んでいくと、特に大きな事業者、MNOとか大手のMVNOに関しては、今行っているサービスを少し修正することが望ましいと書かれている部分が多いと思うんですけども、どの程度の猶予期間というか、見込むことになるのかと。そのまま電気通信事業法違反になるケースであれば即時ということかもしれませんが、そうじゃなく望ましいというレベルの要求であれば、どのくらいまでに状況を改善することを総務省で期待されておられるのかと。その2点を少しお伺いしたいなと思います。

済みません、もう1点あるとすれば、5ページ目の1パラグラフの「本指針を適宜機動的に見直す」という、ここは非常にゼロレーティングだけでなく中立性のガイドライン全体の肝になると思ってまして、技術とかマーケットとかどんどんどん変わっていく中で、今回決めた、一生懸命議論したこのガイドラインというのが、10年もつとは到底思えない話なので、この適宜機動的というのを一生懸命守っていただきたいなというのが、これ、コメントというか、希望になります。



以上です。

【大橋主査】 お願いできますか。

【山路データ通信課長】 御質問ありがとうございます。

まず、一定規模というところについてのお答えでございますが、例えば9ページ目の「一定規模」ということについては、特段の数値を全く念頭に置いてない、一般論として、規模が大きくなればなるほどその影響力が大きくなる可能性が高いという形で書かせていただいております。

一方で、11ページのところでございますけれども、脚注4で例示しております。この例示が下限という趣旨かどうかという御質問がございましたけれども、ここは一つの参考の数字として書いたというところでございます。ここの2-1-2の①は、もともと、電気通信事業者とコンテンツ事業者、プラットフォーム事業者との間の関係についての記述でございます。規模が大きい事業者になると、よりコンテンツ事業者・プラットフォーム事業者と連携した場合にはいろいろな影響を与えることが大きいんじゃないかということで、調査の必要性が高くなるという書きぶりになっておりますけれども、一方で脚注4のほうは、ここに書いてありますように、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして、利用者数の割合が0.7%を超えないものというものを定めております。そういった事業者については一定の禁止行為的なものから適用除外としているところでございます。ただ、電気通信事業者間の競争に影響を及ぼすおそれが少ない事業者はこのぐらいの規模の事業者ですということございまして、それを下回るような事業者がコンテンツ事業者、プラットフォーム事業者といろいろ連携した場合にも、電気通信事業における競争や消費者の選択に与える影響も少なくなるのではないかと我々考えております。この辺の調査を行うとか、業務改善命令を行うかどうかというようなことに関しましては、いろんな要素を総合的に勘案して行うということございまして、この0.7もあくまで例示でございます。この辺は、今後、モニタリング等をしながら、どういうところで本当にその調査を行うかであるとか、業務改善命令が必要になってくるのかというのも、いろんな状況、マーケットの状況であったり、分かる範囲でその影響等を勘案しながら決めていくべきかなと思っております。

このガイドラインのもともとの策定の趣旨というのが、利用の公平だとかを規定し、不当な差別的取扱いを禁じている電気通信事業法の下でゼロレーティングサービスが認められるのかどうか、どういう形であれば認められるのかが明確じゃないというような御

意見もあったところをごさいますて、そういう中で、事業者間が適切に連携等をしていろいろなサービスが提供され、ひいては利用者の利益につながるように、まずはできる範囲でルールを定めていこうということで先生方に御検討をいただいたところをごさいますので、そういう観点からも、今後もいろんな状況を見ながらこの数字というものについても考えていきたいと思っております。

そういう意味で、2番目の御質問、ガイドライン、いつ適用になるのかとかそういったところについても、今申し上げたような、このガイドラインの策定の趣旨に鑑みまして、我々、ルールを明確化して、通信事業者の方々がこのルールにのっとってできるだけ適切にサービスを提供できるようにということでございますので、ガイドライン策定後できるだけ速やかにこのルールを踏まえて対応いただきたいと考えております。

あとは、最後の、ガイドラインや中立性研究会の中間取りまとめなどを機動的に見直していくべきではないかという御希望をいただきました。これについては、前回の中立性に関する懇談会をやってから10年ぐらいたったところを踏まえた御意見かと思いますが、我々、前回か中立性研究会のときにも申し上げたとおり、今後、モニタリングをしていながら必要な対応をとっていくと申しあげたとおり、ガイドライン等についてもしつかり、国内のいろいろな環境であったり、海外の状況なども踏まえながら見直していくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

**【実積構成員】** ありがとうございます。「一定規模以上」というのはケース・バイ・ケースで、市場の状況を見ながらというのは全く同意で、特に、2-1-2の①のところは、情報をとるといふか、調査の必要性なので、ここは広いといふか、ある程度広くないと、行政執行上といふか、市場の状況とか何らかの問題が出るところを、問題が大きくなる前に把握して対処するということは重要だといふふうには同意いたします。ただ、ほかの部分、実際の義務づけのところに関してはやっぱり違う基準があるんだろうなと思しますので、今、山路課長が言われた市場の状況とかを踏まえつつ、個別、個別に見ていきたいということに関しては、きちんとやっていただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

**【大橋主査】** ほかはいかがですか。じゃ、林先生、よろしいですか。

**【林構成員】** 今のページのところで。

**【大橋主査】** はい。

【林構成員】 11ページのところで、最初に先生方がおっしゃっていましたように、今回非常に短期間で、各先生方いろんな御意見があったと思うんですけど、盛り込んでいただきまして、往々にして、それら全部を盛り込むとかえってよく分からなくなるというのが通り相場なんですけれども、今回はかえって筋がよくなって、見通しがよく利いて、結果的に大変よかったと思っています。

それで、11ページのところなんですけれども、先ほど御質問のあった調査のところとして、ここで書かれている調査も非常に大事だと私も思っています、その場合に調査というのは2つ観点あるのかなと思いました。これまでの議論をお聞きして、1つは、利用の公平の観点からの調査というか、利用の公平の観点から懸念が生じるかどうかというのを調査するという場合です。それからもう一つは、その利用の公平の観点とは別に、ここに書かれてあるような公平な競争ですね、競争への影響という、この観点からの調査と。2つあると思うんですけれども、それぞれで「一定の規模以上」ということは意味が変わってくるような気がいたします。まず利用の公平という観点で申しますと、それは別に事業者の規模によって差が生じ得るようなものではありませんので、そこは、利用の公平の観点から懸念が生じるような場合に関する調査というのは別に一定規模に限らず、かなり前広にと申しますか、ゼロレーティングサービスが提供された場合には、原則全てのケースに対して幅広く調査するということが必要だろうと思います。その一方、公平な競争の観点というのは、まさにサービスの提供条件であるとか、あるいは事業者間の取引条件とか取引形態に大きく左右されますので、そこは「一定の規模以上」というところで絞りをかけるというのが妥当なんだろうなと思っています、このような観点からゼロレーティングサービスの今後の市場動向を調査することが必要だろうと思っています。そこが今回の11ページのところ、この2つの観点をそれぞれ織り込みながら書かれているというふうに読んだんですけども、そういう理解でいいのかという点を確認までに御教示いただければと思います。

【大橋主査】 いかがですか。

【山路データ通信課長】 ある意味、2つの観点を盛り込んでおりまして、11ページは電気通信事業者とコンテンツ・プラットフォーム事業者との関係ということで、主に競争に与える影響ということを前提にはしておりますけれども、8ページに書いておりますように、どういうコンテンツ事業者と提携するかによって、結局、最終的にはそのコンテンツを利用する利用者を公平に取り扱っているかどうかというところがポイントになってく

るところでもございますので、先生の御意見も踏まえながら今後対応していきたいと考えております。

【林構成員】 ありがとうございます。

【大橋主査】 じゃ、まず中尾先生。

【中尾構成員】 まず、どうもありがとうございました。特に私が気にしていた料金関係だったのですが、カウントの話が、22ページに、先ほど話題になった規模の大きさにかかわらず、こういうカウントが著しく不正確でありというときには業務改善命令等の措置を講ずる可能性がある。これは、望ましいところから、さらにエレベートしてこちらに書いていただいて、しかも事業法にかかわるところで書いていただいたのは、これは非常に望ましい改善かなと思います。一方で、2つ御質問というか、確認したいところがあります。特に18ページと同じ観点のところなんですけれども、注の13のところ、ゼロレーティングサービスについて適切に通信料金を請求すると。これは消費者にとって非常に重要な問題なのですが、「正確にカウントする必要がある」というところまではいいんですけど、その後に例が書かれています。「望ましい」というのは、これ、「適切な措置を講ずることが望ましい」にかかると文章としては私は読むのですが、人によっては、例えば「識別に関する情報を適宜受領」することが望ましいというふうにとる場合があるかなと思います。つまり、これを読んだ人が、ああ、じゃあコンテンツ事業者とかプラットフォーム事業者から識別情報をもらうことが望ましいんだというふうに解釈されると、これは私はあまりよろしくないんじゃないかなと思っています。というのは、例えば先ほどお二方の先生が気にされたコンテンツ事業者とかプラットフォームが優位な立場になる懸念がここから生じる可能性もあります。もう一つ、技術的な観点から言うと、おそらくこの識別というのは、ウェブサーバーとかサービスの情報としてSNIという情報があります。幾つかのヒアリングでSNIを使っているというような話があったと思いますけれども、この識別子は今後、暗号化されていく方向性なんです。そうすると、これ、使うことができない情報を使えと書いてあるように見えます。ここの例の取り上げ方は、「これは単に一例であって、今やっている一例である」というような書き方のほうが良い。つまり、この例が望ましいんじゃなくて、適切な措置を講じたり正確にカウントすることが望ましいと読めるように書いたほうがいいのかと思っています。これが、先ほど、機動的にアップデートをかけていくというお話がありましたが、私も大賛成で、状況によって大分変わってくると思いますので、この例も変わり得るかなと思います。現在の案のよう

に書かれてしまうと、それが推奨されていると思う人が結構出てくるんじゃないかなと。

それからもう1点は、これは変更というか、書いていただいているところに問題はないんですけども、12ページの②のところに、MNOとMVNOとの関係が書かれていて、ここに書かれているMVNOへの配慮に関しては、これは全く異論がないところです。ただ、根本的な問題として、MNOがゼロレーティングをやった場合とMVNOがゼロレーティングをやる場合では大きな根本的な違いがあって、MVNOはMNOからデータ通信料に対してのコストを支払っているわけですけども、その中身に関しては今は見ることができない状況にあるわけですよ。そうすると、MNOは自由にゼロレーティングをやっているけれども、MVNOの業者は、結局はそれをカウントフリーにしようが、しまいが、MNOに対しては必ずデータ通信料を払わないといけないという、こういう根本的な構造があって、MVNOにとってみるとゼロレーティングはかなり不利になるわけです。MNOとMVNOが競争しようと思った場合には、ゼロレーティングという仕組みはMVNOにとっては不利になると。これはなぜかという、MNOは、要するにデータの中身関係なくデータ量でMVNOに対して課金をするわけですけども、そうすると、MNO側はユーザーに対しては課金をしないトラフィックがある。これはMNOが自由にやるわけですけども、MVNOはそこは自由にはできなくて、一定量MNOに払わないといけないわけですね。だからといって、ここに何か文言を追加して根本的な問題をここで書くということ、私、申し上げているのではなくて、これはおそらく市場検証会議のほうでやるべき話なのかもしれませんが、そもそもMVNOはゼロレーティングをやると、MNOからの配慮がない限りはかなり不利な状況にあるということ、ちょっと議事録に残したいと思います。もちろん、ここに書かれていることは重要で、MVNOに対して不利なことが起こってはいけないということは全く同意なんですけれども、そもそもトラフィック課金の構造的な問題が、もっと大きな問題が裏にはあるんですよということは、これは我々認識をしないといけないんじゃないかなと。これが2点目です。そういう声が実は一部のMVNOからも上がってきているので、発言をさせていただきました。

ですので、変更というか、変更点は第1の点で、ちょっと18ページはどうかなと思った次第です。もしよろしければ、この18ページの「そのため、」以下が入った経緯などをちょっとお聞かせいただくと、私の理解が深まるかなと思います。

【大橋主査】 お願いします。

【山路データ通信課長】 ありがとうございます。18ページのほうからまず御説明を

させていただきます。この脚注13ですけれども、まず最初のところで正確にカウントする必要があると、これは明確に書かせていただいています。その上で、そのための適切な手法として「識別に関する情報を適宜受領し」というのはあくまでも例示、「例えば」というのはここにかかっているところでして、この一つの手法として識別に関するSNI等の情報を適宜受領して、で、「望ましい」というのは、ちゃんと正確にカウントするための適切な措置をとることが望ましいということです。そこは今後、いろいろな技術革新等があるということは我々も想定しておりますので、一つの手法に限定することなく、さまざまなより適切に実施するための手法を採用していただければと考えております。先生おっしゃられるように、必ずSNIをとらなければいけないというふうになると、コンテンツプロバイダーもしくはそのプラットフォーマーの立場が強くなってという、以前から先生方からの御指摘があったのは我々も重々承知しております。

次が、この12ページの②のところでございますけれども、ここに至る前の話として、5ページ目から6ページ目にかけてのところMVNOとMNOとの関係について書いてあるように、MVNOからしてみるとMNOのネットワークに依存せざるを得ない立場にあるということに留意した上で、このゼロレーティングの扱い等についても考えなければいけないと認識しております。特に6ページの(2)の直前のところでございますけれども、「公正な競争環境を確保する観点からモニタリングが必要である」ということで、先生御指摘のところをしっかりと今後モニタリングしていきたいと考えております。

以上です。

【中尾構成員】 済みません、18ページのほうは、書き方がもしこの時点で変更ができるとすると、今の意図されているとおりに、例えば、いろいろな技術を使って、利用して、適切な措置を講ずることが望ましいというのを先に書いた上で、今現在はSNI等を使っている例があるというふうに分けて書いていただいたほうが明確かなと思います。今のままですと、SNIを使うことが望ましいと読めなくもない文章なので、そうすると、SNIを使っていいんだということでどんどんどんどんやっていると、そのうちプラットフォーマーの立場が優位になるとか、優越性が出てくるとか、そういったことにつながっていくとか、そういったことを心配、杞憂かもしれませんが、そういうふうには読めなくもないので、今、山路課長がおっしゃった意図になるようにきちんと文章があったほうがいいかなと思いました。

【山路データ通信課長】 後ほど相談をさせていただきます。ありがとうございます。

【大橋主査】 「例えば」以降、削除しちゃうというのは、ちょっと丁寧過ぎたというのかもしれませんが、いろいろ書き方はあるかなということと、いただいた12ページはちょっと深い議論になりそうで、接続料の内外差別みたいな話もあるのかもしれませんが、ちょっとそういうところもモニタリングはしていくというふうなところが5ページに以降に書かれているということの御説明だったと思います。

森先生。

【森構成員】 ありがとうございます。今の中尾先生のお話で、コンテンツ側から情報を受け取るとコンテンツ側が有利になるということで、それがまさに皆様懸念……私は一番懸念しているのかもしれませんが、そこはどうしても懸念されることだと思いますので、私としては、そんなことなら、技術革新が進んで、情報を受け取らなくてもよくなってから中立性のルールを緩和していただいたほうがいいんじゃないかと思うぐらいなんですけれども、その前提で申し上げます。

8ページ目です。その前提といいますか、その文脈で申し上げますが、同じようなことなんですけれども、事業法6条ですね、これは契約ユーザーに対する差別的取扱いということで書いていただいています、私は個人的には、事業法の6条は、これは契約利用者だけの話ではなくて、コンテンツ側の取扱いについても不当な差別的な取扱いを禁止しているというふうに読めるんじゃないかと思っていまして、それはまず1つには、文言上、「その利用者が」とかそういったことが出てきてないということと、条文は昔からあると思うんですけれども、今みたいにインターネットのコンテンツを見ると、ある意味でB to Bではなくなっている状態においては、契約ユーザーとコンテンツ側と両方、不当な差別的取扱いをしていけないという、そういったルールになっているんじゃないかと。電気通信事業法上もそういったルールとして位置づけられるんじゃないかと思っています。ただ、これは私の意見ですので、意見として申し上げますということです。

その上でなんですけれども、①の「利用の公平」、第6条の4番目の段落、「なお、電気通信事業者が、ゼロレーティングサービスの対象コンテンツ等の合理的かつ明確な選定基準を定めていない場合、基準を定めていても公開していない場合は、選定が恣意的に行われ、結果として特定の消費者に対し、不当な差別的取扱いが行われる可能性が」ということで、自分の好きだったものがゼロレーティングに選ばれないことによって——合理的な理由なくですね、それでユーザーが損をするのは不当な差別的取扱いであるということだと思いますけれども、そういう意味では、私が恐れているシナリオとしては、ゼロレ

ーティングメニューが事業者横断的にそろそろ、電気通信事業者を横断してゼロレーティングメニューがそろそろ場合に、マイナーなコンテンツを好きだった契約利用者が、そういったものを私は見たいのに、その人たちにはお金がかかり、メジャーなコンテンツを見る人たちはお金がかからないと。仮に消費者が電気通信事業者を自由に選択できたとしても、コンテンツは選択できないというふうになる、そういった状態になることを恐れていますので、そういった場合も不当な差別的取扱いに当たると、できれば書いていただきたかったということでございます。

以上です。

【大橋主査】 一部はコメントということではありましたけれど。

【山路データ通信課長】 御意見ありがとうございます。最後の先生の御指摘のところについて、マイナーなコンテンツを使いたい人が、そういうコンテンツがゼロレーティングにならなかった場合に不当に差別的に取り扱われているんじゃないかというような御指摘についての我々の考えを御説明させていただきます。

P. 8の①の1段落目、2段落目に書いておりますけれども、料金設定というのはある程度通信事業者の判断に任せられているところがあります。例えば電話のサービスであっても、この情報は無料でとれますよというような形で通話料を取らないようなものもあるように、一定程度、事業者の判断に委ねられているところはあるんじゃないかと思っております。ただ、それが合理的な根拠に基づいているかどうかというので不当かどうかというのが決まってくると考えております。ここは正直に申し上げていろいろ悩んだところがございます。人気があるコンテンツをゼロレーティングに採用することによって、より多くのユーザーに高いプランに加入してもらえたりとか、あとは他の事業者からユーザーを獲得できたりということで、そういったことによって利用者当たりのコストが下がるというような効果がある場合も考えられるんじゃないかと考えておりました。絶対人気があるコンテンツを選ぶというのがだめだとも言いにくいなとも感じています。

ただ、一方で、先ほど細野から説明をしましたが、11から12ページの脚注にも書かせていただいたとおり、同一のカテゴリーのコンテンツ、あるコンテンツをゼロレーティングにする場合は、同一のカテゴリーのコンテンツに対して差別的な取扱いをしないほうがいいということで、人気があるコンテンツとは書いておりませんが、大きいコンテンツだけを選んでしまって、同一カテゴリーに属する中小規模のコンテンツ事業者を実質的に排除しているような場合には「合理的な理由」とは認められないということを書か



せていただいたというところでございます。

【森構成員】 ありがとうございます。御趣旨はよく分かりました。今、11ページ、12ページの脚注のところも含めて御説明いただいたんですけど、私、こちらと一緒に申し上げようと思っていたんですが、今、12ページの脚注のほうで、同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する中小規模の事業者を排除してはならない、これ、観点としては非常に重要なところだと思っていて、このように書いていただいてありがとうございました。ただ、これについても私はもう一步踏み込んで、これは前回は申し上げたことですが、大きなコンテンツについてゼロレーティングをやっている場合は、同一カテゴリーのコンテンツについては無条件でゼロレーティング対象にすべきであると。技術的な制約はないということを前提にしますけれども、そういうふうにしていただきたかったというのが私の希望です。

何でそういう細かいところまでうるさく言うかということなんですけれども、今、山路さんがおっしゃったように、コストを下げることができて、そして低廉なサービスを提供することができて、消費者としても人気のあるコンテンツを安い価格で見ることができるということですので、これはある種、電気通信事業者と消費者がウイン・ウインの関係に立つ、そういうことができるサービスなんだろうと私も思います。そこについては異論はないんですけれども、ただ、今、心配されるシナリオというのは、コンテンツの集中と、コンテンツの集中自体、非常に問題なんですけど、同時に、ユーザーデータの集中みたいなこともどんどん起こっていつているわけですね。それは、プライバシーの懸念だったりとか、そういったことでデータの事業者をまたぐ流通というものがなくなっていつて、それは自主規制も大きな役割を果たして、S a f a r i でサードパーティーC o o k i e を無効化するというようなことも起こって、情報を提供する、コンテンツを提供する事業者と、そのデータを持っている事業者というのは同じになっていつて、しかも、そのプレーヤーの数は減る、そして大きくなるという傾向がやっぱり今はあるんじゃないかと思います。そこでは、それは電気通信事業者と消費者がどちらもウイン・ウインの関係に立てばそれでいいかということじゃなくて、やっぱりそこにはその外側に問題があると思うんですね。ある種、海洋プラスチックみたいなものだと思うんです。あれは低廉で清潔な素材ではありませんけれども、その毒は世界に回るわけですね。なので、やはりこの中立性の問題にはそういった部分もあるんだということはちょっと申し上げておきたいと思います。

【大橋主査】 ありがとうございます。この排除の不当性をどう実際に運用していくの

かということの御懸念からの問題意識なのかなと思います。これは実際、競争政策とかい  
ろんなところでも知見も蓄えているところはあるし、そういうところも共有しながらしっ  
かり進めていくべきということなんだろうと思います。ありがとうございます。

林先生、言いたそうですか。

【林構成員】 はい、今のところでちょっと。

【大橋主査】 はい、どうぞ。

【林構成員】 済みません。8ページのところで、先ほど質疑応答があった部分なんで  
すけど、修正があった部分で、なお書きのところが、「蓋然性」が抜けて「可能性」に変わ  
ったというところ、これ、単に編集上の理由というふうに先ほど細野さんはおっしゃって  
いましたけれども、もちろんそういう理由もあると思うんですけど、私はこれは単に編集  
上の理由にとどまらない重要なインプリケーションがあるんじゃないかとちょっと思って  
読んでいまして、というのは、利用の公平の懸念が生じる場合というのは、蓋然性がそん  
なに大きいような場合という私はそうないと思っていまして、可能性としてはもちろんあ  
ると思うんですね。例えばゼロレーティングの対象になっているプランがゼロレーティン  
グの対象になっていないプランに比べて明らかに有利な提供条件を提供しているとか、あ  
るいはもう単一のプランしか出してないとか、そういう場合は消費者の選択はもう損なわ  
れているというのは自明だと思うんですけども、そうでないような場合で、かつゼロレ  
ーティングのサービスの提供手段、提供条件がまさに合理的に明確に消費者に定められて  
いけば、それを分かりやすい形で提供されている以上、消費者はその選択の中で普通は  
選択をするので、そこで競争が働くだろうということを踏まえてのここは御指摘だろうと  
思っていまして、その観点から申しますと、先ほどどこかで合理的かつ明確な基準を定め  
て公開することというふうにありましたけど、もちろんそれは非常に大事だと思うんです  
が、「合理的かつ明確な基準を定め、公開すること」を求めるだけではなく、まずは、提供  
されているゼロレーティングサービスについて、利用の公平の懸念が生じていないか調査  
する旨を定めることとしてはどうかそこは市場検証会議等の場を通じて前広にやったら  
いいんじゃないかと、先ほどの最初の質問に戻っちゃうんですが、というふうに思ってお  
ります。済みません、コメントです。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、柿沼さん、お願いしていいですか。

【柿沼構成員】 全消協、柿沼です。

18ページの脚注14なんですけれども、「コンテンツ等のごく一部が削除される場合」と記載があります。この「ごく一部」については、数的なものなのか、それとも影響力のものなのか、その部分についてお聞きしたいなと思います。これはどういうことかというのと、例えばコンテンツがたくさんそろった時点で何か削除されるといった場合に、それが中小事業者のものであるものと、あとは人気のあるコンテンツによってはかなり影響力も違ってくるのではないかなと思いますので、その部分についてはどのようにお考えなのか教えてください。

【山路データ通信課長】 まず、こちらについて、今回、入れた背景をお伝えしたほうがよろしいかと思しますので、御説明をさせていただきます。こちらは、今回、先ほどから申し上げたように、同一カテゴリーに属する中小のコンテンツ事業者もできるだけ排除しないように、受け入れるようにしてくださいということを12ページの脚注5のところで書かせていただいたわけなんですけれども、いろいろ懸念されるような声が我々のほうにも届いております。例えば中小規模のゲームであるとかいろんなコンテンツ事業者をゼロレーティングの対象にしていた場合であって、中小のコンテンツ事業者がもうサービスをやめましたということで、ゼロレーティングの対象から落ちたときに、通信事業者としてはそのことを一々消費者に説明しなければいけないのかとかいう問題、いろんな義務がかかってくるということに関して、それだと、あんまり中小のコンテンツ事業者、言葉は悪いですけども、いつサービスをやめてしまうか分からないようなところまで入れるというのは難しいというような懸念するような声も届いたことがありました。例えばゼロレーティングの対象のコンテンツが100あった中で、1つ、2つなくなったとしても、それは消費者にとって大きな不利益が発生しているかといったら、そうじゃないんじゃないかというようなことで、ごく一部が削除される場合、しかも通信事業者に帰する事由ではなくて、コンテンツ事業者が自らサービスをやめる等によってゼロレーティングの対象コンテンツが減ってしまう場合であって、しかもごく一部であるというようなときには、不利な変更該当するとは言えないとしています。ただ、その場合も利用者に適切に周知はしなきゃいけないという形で書かせていただいております。柿沼構成員おっしゃられたように、数なのか、それとも人気、どのぐらいの人が利用しているのかとか、その辺は一概には決めることはできないと思いますが、事業者の皆さんのほうでしっかり、これはそれほど影響力はないんじゃないかとか、そういうのを御判断いただきながら、まず進めていただきたいという思いでおります。

以上です。

**【大橋主査】** あれですね、利用者がどう感じるのかというところもあるので、これは今後いろいろ対話しながら、ごく一部というのが、今、必ずしも数じゃないとおっしゃっていただいたと思いますけど、そうした対応がやっぱり必要なんじゃないかという感じはいたしますね。よろしいですか。

**【柿沼構成員】** 「ごく一部」が数ではないということだったんですけども、最初にたくさんのコンテンツをそろえておいて、その中で、事業者さんのほうからそのコンテンツ、人気のコンテンツがなくなった場合でも、この「ごく一部」というところの中では、私自身としては何か欠けただけだったら問題がないというような形に少し読み取ることができてしまったんですね。それは11ページの脚注5のところにかかる内容なのではないかなというところが感じるころではあったんですけども。特に12ページの「同一カテゴリーに属するコンテンツ等を提供する中小規模の事業者等を実質的に排除しているような場合」にも当たる可能性もありますし、なので、「ごく一部」という記載の方法でいいのかというところを少しお聞きさせていただきたいと思います。

**【山路データ通信課長】** おっしゃられるとおり、例えば1つのコンテンツであっても、その1つのコンテンツがすごいキラコンテンツというか、ゼロレーティングに加入した人たちが、それをゼロレーティングで上限データ量にカウントされないで見るためにこのゼロレーティングサービスに入った、もしくはこのMVNOを選んだというような場合は、「ごく一部」という形でそれについていろんな義務がかかってこないというのはちょっといかなものかなと思って、そういう意味で、必ずしも数字じゃないというのは我々も思っております。ただ、その一方で、通信事業者の方々は、この12ページのところで、中小規模のコンテンツ等も積極的にしっかり受け入れなきゃいけないときに、その事業者の理由でサービスをやめたときに、それがゼロレーティング対象のサービスでなくなることでいろんな通信事業者側に義務がいろいろかかってくるんだとしたら、なかなかゼロレーティング対象として受け入れにくいんだというお話があったので、通信事業者の責に帰さない理由、コンテンツ事業者の理由でゼロレーティングサービスの対象から外れるというか、なくなってしまった場合、しかもそれが大きな影響を及ぼさない場合は、不利な変更には該当するとは言えないんじゃないかということで書かせていただいております。

**【柿沼構成員】** ありがとうございます。

**【大橋主査】** よろしいですか。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

**【実積構成員】** 先ほど森先生の御懸念というか、個人情報の話とか、よく理解できるところなんですけど、おそらく、今回つくろうとしているガイドラインというのは、別にこれを書いたから個人情報保護法の規定が免除されるというわけじゃ多分ないと思って、多分そこは独立で考えるべきなんだろうなというのが基本的に僕の考えているところです。

ほかのガイドラインとかで、このガイドラインはほかの法律の適用関係に影響を及ぼさないという一文があったりするのですが、日本のみならず海外のもあったりするんで、もし御懸念のことがあるのであれば、位置づけのあたりのところに、要はこのガイドラインに従ったからといって個人情報保護法の義務が免除になるわけじゃないという一文を入れていただくことで、森先生の懸念は解消されるのかなという感じはするんですけども。

**【森構成員】** 解消されません。どちらかというところ、今、私が申し上げているような懸念は、データ保護の観点から望ましいことなんです。いろんな人の間で、みんなが何か自分の閲覧履歴をあっちこっちで持っていてやりとりする、融通するという状況は、それは権利侵害の起こりやすい状態なんです。それは各国の法規制と自主規制ですよ、そういうものによってそういうことはできなくなって、つまり、ユーザーデータを取得できるのは対面している事業者だけ。Netflixのコンテンツを見ているからNetflixはユーザーのデータをとれます。しかし、そのデータは外に出ないという状況ができつつあるわけですね。どさくさ紛れで横からとるみたいなことができなくなっていくので、それはデータ保護的には望ましいことです。むしろプライバシーフレンドリーなんです。ただ、その結果として何が起こるかというところ、そのコンテンツを見てもらっている人だけがデータをとれる。コンテンツの集中とデータの集中が同時に起こるわけですね。なので、私はそれは全然、もともとはといえば個人情報保護法の専門ですみたいなことを言っているわけですから、それはそれで大変結構なんですけれども、ただ、結構と言いつつも、他方で、コンテンツを提供する人とデータを持っている人が同一人物で、かつその数が少なくて、大きかったら、いろんな問題が起こるんじゃないかと思うんです。例えばそういう人たちがフェイクニュースを削除したりするわけですよ。そういったことが私が申し上げている「海洋プラスチックではないか」と言っていることであって、このゼロレーティングのユーザーである消費者と、ゼロレーティングを提供している電気通信事業者にとっては、それは全然問題のないハッピーな関係が築けますけれども、その外側に、外部にそういうより大きな問題があるんじゃないかという、そういう懸念です。

【大橋主査】 お願いします。

【山路データ通信課長】 森先生の御懸念を我々が踏まえたようなところは、この6ページの「コンテンツ事業者・プラットフォーム事業者と電気通信事業者との関係」というところに少しございまして、もともと、ゼロレーティングサービスの対象になるかどうかにかかわらず、コンテンツ事業者というのは利用者のデータを集めることができるという、アクセス情報等を収集・活用するというのはあり得るというふうには思っておりますが、ゼロレーティングサービスの対象としてプラットフォームになることで、そこによりほかの中小規模のコンテンツ業者も同じプラットフォームの上に乗っかってくるというのにはあり得るかと思っております、そういう意味では、そのプラットフォームにコンテンツが集まり、視聴情報等がプラットフォームに集積する、そういうのが望ましいのかどうかという森先生の御懸念というのは、我々理解しております。そういう意味で、ここに、今後、プラットフォームの交渉力が高まるとかいうことで、今後、健全な競争—ここ、個人情報の利用の健全性の確保とは書いておりませんが、健全な競争を確保する観点から注視が必要であると書いておりまして、プラットフォーム・コンテンツ事業者の競争力等についてももしっかり見ていく必要があるかなとは思っております。

【森構成員】 ありがとうございます。全く細かいことなんですけれども、そのときは、私としてはあんまりプラットフォームには限らないかなと思っております、やっぱり自前で、ディズニーとかNetflixはプラットフォームなのか分からないですけれども、ある種のCGMみたいなものに依存しない、本当ハイクオリティーな自前のコンテンツを提供するところがやはり次の時代のデータの覇者だと思いますし、そのコンテンツ集中とデータ集中が同時に起こるとしたら、それはプラットフォーム型というよりは、むしろ自前のハイクオリティーなコンテンツ事業者じゃないかなと思います。

【大橋主査】 ありがとうございます。これは、含意はし得るんですか。プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者というのは同一になり得るんですか。

【山路データ通信課長】 はい、コンテンツを持つプラットフォーム事業者もあると思っておりますし、固有名詞を出すのがいいのかわかるかあれですけれども……。

【大橋主査】 無理されなくていいです。

【山路データ通信課長】 ある会社は自社でコンテンツをつくりながら、いろいろな映画会社や放送局がつくっているコンテンツも集めて配信プラットフォームをつくっている例もありますので、そういうのも含めてここで考えています。

【大橋主査】 ありがとうございます。おっしゃるように、これは、指摘したけど、これをどうやっていくのかというのは、実は今後また森先生の知見をかりなきやいけないのかもしれないし、それなりに考えていかなきゃいけない今後の課題ということだと思えます。

【森構成員】 私としてはスモールスタートということなんですけれど。

【大橋主査】 そうですか、はい。考え方も固めなきやいかんというところもあると思えますので。

【森構成員】 なるほど、なるほど。

【大橋主査】 ほか、いかがですか。ありがとうございます。

前回から随分御意見いただいて、事務局にも大変多大な調整を含めて御苦労をおかけして、一応、今日も幾つか論点あるいは修正を要する箇所もいただきましたので、そのあたりはしっかり反映をさせていただければなと思っています。

あと、いろいろなところ、全体的に整合をとった形でフィックスをして、その後、パブコメをかけるというふうな手続に入るんだと思いますけれども、その表現ぶりとか内容について、もしよろしければ、私のほうに主査として最後お任せいただければ、きちっと今日は皆さんのお話もいただいていますので、確認はさせていただく所存ではおりますけれども、もし皆さんお許しいただければ、そうした形にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、しっかり反映はさせていただいて、実績先生からもありまして、基本的に10年これでもたせようとは思ってないと思われまので、今後も引き続き議論していくということだと思えます。ありがとうございます。

それでは、事務局から今後の予定についてお願いできればと思います。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。本日もどうもありがとうございました。

今、主査からいただきましたとおり、ガイドライン（案）につきましては、また主査と御相談しながら本日の御議論を踏まえた修正をさせていただこうと思えます。

今後のスケジュールにつきましては、修正後に意見募集を速やかに実施するなど、策定に向けた手続等を進めてまいりたいと考えております。

今後のワーキンググループにつきましては、また別途、御連絡を差し上げたいと思えます。

以上、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 本日、お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

以上